

# 山口県報

平成19年  
4月27日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	一
森林病虫害等防除法の規定に基づく命令の内容となる事項の公表(森林整備課)	一
公告	二
平成十九年度危険物取扱者保安講習の実施(防災危機管理課)	二
平成十九年度消防設備士講習の実施(防災危機管理課)	四
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	五
特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課)	五
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	六
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	六
土地改良区役員届出(農村整備課)	六
県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定(農村整備課)	七
土地改良事業の完了(農村整備課)	七
基本測量の実施の終了(監理課)	七
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	八
公安委告示	八
教習指導員審査の実施	八
監査公表	八
監査公表(二件)	九

### 山口県告示第二百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

下関市菊川町土地改良区

平成一九、四、一六

### 山口県告示第二百二十五号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により、法第三条第一項第四号の命令を行うので、法第五条第四項において準用する法第三条第五項の規定により命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十九年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 区域及び期間

(一) 区域

山口市、萩市及び長門市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係農林事務所並びに山口市徳地総合支所、萩市農林部林政課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成十九年五月二十二日から同年六月二十九日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機を利用して薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の(一)の区域の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (二) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病害虫等防除法施行細則(昭和二十五年山口県規則第七十五号)第二条に定めるところにより、森林病害虫等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があつたときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (三) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に掲げる期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行つ見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (四) 知事は、(二)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

一 区域及び期間

(一) 区域

下関市、光市及び長門市の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係農林事務所並びに下関市農林水産部農林整備課、光市経済部水産林業課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(二) 期間

平成十九年五月二十二日から同年六月二十九日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の(一)の区域の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わ

なければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (二) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病害虫等防除法施行細則(昭和二十五年山口県規則第七十五号)第二条に定めるところにより、森林病害虫等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があつたときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (三) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に掲げる期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行つ見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (四) 知事は、(三)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。



(二〇七) 平成十九年度危険物取扱者保安講習の実施

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の二十三の規定に基づき、平成十九年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。

平成十九年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 受講対象者

消防法第十三条の二十三に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

二 講習の日時及び場所

(一) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日 時 場 所

平成一九、七、五 午後一時から 山口県民文化ホールいわくに

午後四時まで



〃	〃	一〇	〃	山陽小野田市消防本部
〃	〃	一一	午前九時から 正午まで	下関市消防訓練センター
〃	〃	一二	〃	柳東文化会館
〃	〃	一三	〃	宇部市大字川上七四
〃	〃	一四	〃	山口宇部農業協同組合
〃	〃	一五	〃	山口市大手町九番六号
〃	〃	一六	〃	山口県社会福祉会館
〃	〃	一七	〃	萩市消防本部
〃	〃	一八	午後一時から 午後四時まで	山陽小野田市消防本部
〃	〃	一九	〃	防府市駅南町八番三〇号
〃	〃	二〇	〃	山口短期大学オープンカレッジ

三 受講申請書の提出期限及び提出先  
各講習実施日の二十日前までに、最寄りの消防本部又は山口市後河原一五〇番地の  
一(郵便番号七五三-〇〇八三) 社団法人山口県危険物安全協会連合会に提出するこ  
と。

四 提出書類  
受講申請書  
受講手数料  
四千七百円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはること。この収  
入証紙には、消印をしないこと。

六 その他  
受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本  
部、山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三-九三三-二三  
六〇)又は社団法人山口県危険物安全協会連合会(電話〇八三-九三三-七七九九)  
にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の  
切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二〇八) 平成十九年度消防設備士講習の実施  
消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の十の規定に基づき、平成十九年  
度消防設備士講習を次のとおり実施します。  
平成十九年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一	受講対象者 次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者				
(一)	消火設備 甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は乙種第三類				
(二)	警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類				
(三)	避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類				
二	講習の日時及び場所				
(一)	消火設備				
日	平成一九、九、二七	時	午前九時三十分から 午後四時十分まで	場 所	山口市吉敷四五二五の一 山口中央農業協同組合
日	〃	〃	〃	〃	財団法人周南地域地場産業振興セン ター
(二)	警報設備				
日	平成一九、一〇、三	時	午前九時三十分から 午後四時十分まで	場 所	下関市消防訓練センター
日	〃	〃	〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興セン ター
日	〃	〃	〃	〃	山口市吉敷四五二五の一 山口中央農業協同組合
(三)	避難設備・消火器				
日	平成一九、一〇、一六	時	午前九時三十分から 午後四時十分まで	場 所	山口市吉敷四五二五の一 山口中央農業協同組合
日	〃	〃	〃	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興セン ター
日	〃	〃	〃	〃	山口市吉敷四五二五の一 山口中央農業協同組合
三	講習の科目				
(一)	消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項				
(二)	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項				
(三)	効果測定				
四	講習の一部免除				
(一)	一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の (一)に掲げる科目の受講を免除する。				
五	受講申請書の提出期間及び提出先				

平成十九年七月二日(月曜日)から同年八月三十一日(金曜日)までの間に、山口市後河原一五〇の一(郵便番号七五三〇〇八三)財団法人山口県消防設備協会に提出すること。

六 提出書類

(一) 受講申請書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三一一三六〇)又は財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九三三一一七七七八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二〇九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年六月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年四月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 阿鼓の郷

代 表 者 の 氏 名 河野 博己

主たる事務所の所在地 下関市豊北町大字阿川三六三八番地一

三 定款に記載された目的

少子高齢化に伴う社会問題が多様化する中で、住み慣れた地域で家族や隣人と暮らしたいと望む高齢者、心身に障害を持った人々、子ども及び子育て中の保護者に対して生活支援等に関する事業を行い、その活動拠点として空き家を利用した誰もが集うことができる場所を提供し、並びに日本文化に触れ合うため外国から訪れる人々を受け入れる活動、地域住民とともに行う自然環境の保全活動、伝統文化を次世代に継承する活動等を行うことにより、健康で安心して暮らすことのできる地域社会づくり及び地域の活性化に寄与すること。

(二一〇) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 特別保護地区の名称

壁島鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

下関市豊北町大字神田の壁島全域(面積 二ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

集団渡来地

(二) 指定の目的

当該区域は、多くのウミウが越冬のため渡来しており、ウミウの休息地として特に良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成十九年四月二十七日から同年五月十日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

(二二一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成十九年四月二十七日から同年八月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 丸久錦見店

所在地 岩国市錦見八丁目二番五六号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸久 住所 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 藏澄 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代 表者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	変更前 倉重 雅之	変更後 藏澄 均
株式会社丸久	株式会社丸久	"	"

四 届出年月日

平成十九年四月十七日

五 変更年月日

平成十九年四月一日

(二二二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年四月二十七日から同年八月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部

商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 サンパークおのだ

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

小野田商業開発株式会社 住所 山陽小野田市中川六丁目四番一号 代表者の氏名 岩佐 謙三

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗内の店舗面積の 合計	変更前 二六、五四二平方メートル	変更後 三、六〇〇平方メートル
駐車場の収容台数	六三七台	一、九九七台
駐輪場の収容台数	六〇台	三〇〇台
荷さばき施設の面積	五二二平方メートル	七一五平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量	一四五立方メートル	三三三立方メートル
駐車場の自動車の出入口の数	五箇所	八箇所

四 届出年月日

平成十九年四月十三日

五 変更年月日

平成二十年三月一日

(二二三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所 所

宇部市御撫育土地改良区 理事 河崎 重樹 宇部市大字広瀬五七九

伊藤 俊彦 大字際波四八三

金澤 巖 大字中野開作二八九の一

松尾 俊昭 大字妻崎開作四八の三

富田 一幸 八九二の二

笠井 和夫 一六六三の八

神田 純 大字東須恵三一―二

白石 正治 大字沖ノ旦五八一

金澤 巖 大字中野開作二八九の一

松尾 俊昭 大字妻崎開作四八の三

富田 一幸 八九二の二

笠井 和夫 一六六三の八

神田 純 大字東須恵三一―二

二 退任した役員

平成十九年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

(二二四) 県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

土地の所在地

地目

(平方メートル) 地積

山陽小野田市大字厚狭字小原一―七九

字今市一四二―三

一四一五の二

一四一六の三

一四一七の四

字石束一九三一

一九五五の三

一九五六の四

公衆用道路

畑

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

田

七五八

二九五

一一

二六〇

一七三

二二一

九・九一

二六

(二二五) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十九年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 事業の名称

県営椋野地区一般農道整備事業

二 工事完了の時期

平成十九年二月二十八日

(二二六) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成十九年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成十八年四月二十日から平成十九年三月二十三日まで

(二二七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年四月二十七日

山口県知事 二井 閑 成

- 一 工区に含まれる地域の名称  
萩市大字椿東字町ケ坪、字千人塚及び字長添(第八工区)
- 二 開発許可を受けた者  
萩市



山口県公安委員会告示第二十号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十九年四月二十七日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所  
(一) 日時 平成十九年五月二十八日(月曜日)及び同月二十九日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで  
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成十九年五月十四日(月曜日)から同月十八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。))別記様式第一号によること。
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

八 その他

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

- ( 一 ) 徳知田監査センター、山口県警察本部監査課に請求する。電話〇八三二一六二二〇  
 ( 二 ) 山口県警察本部監査課に請求する。電話〇八三二一六二二〇  
 一七(〇〇)二七〇九二。



**監査公表第 2 号**

地方自治法 ( 昭和22年法律第67号 ) 第199条第 4 項の規定による監査について、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成19年 4 月 27 日

山口県監査委員 村 田 哲 雄  
 同 小 泉 利 治  
 同 竹 田 義 廣  
 同 村 田 義 博

監査の結果に関する報告

監 査 箇 所	監 査 年 月 日	監 査 委 員 名
人事課	平成18年10月11日	竹 田 義 廣
財政課	〃 〃 〃	〃
税務課	〃 〃 〃	〃
観光交流課	〃 〃 10日	村 田 哲 雄
県民生活課	〃 〃 〃	〃
文化振興課	〃 〃 11月21日	村 田 博
建築指導課	〃 〃 10月10日	村 田 哲 雄
警察本部会計課	〃 〃 12日	小 泉 利 治
東京事務所	〃 〃 11月10日	〃
岩国県税事務所	〃 〃 27日	〃
柳井 〃	〃 〃 14日	竹 田 義 廣
防府 〃	〃 〃 10月26日	〃
宇部 〃	〃 〃 16日	村 田 哲 雄

萩 〃	〃	〃	10日	竹 田 義 廣
消防学校	〃	〃	12月22日	村 田 博
岩国県民局	〃	〃	11月27日	〃
柳井 〃	〃	〃	14日	竹 田 義 廣
宇部 〃	〃	〃	10月16日	村 田 哲 雄
萩 〃	〃	〃	10日	竹 田 義 廣
男女共同参画相談センター	〃	〃	12月21日	村 田 博
周南健康福祉センター	〃	〃	11月30日	村 田 哲 雄
防府 〃	〃	〃	10月26日	竹 田 義 廣
宇部 〃	〃	〃	16日	村 田 哲 雄
長門 〃	〃	〃	11月27日	小 泉 利 治
環境保健研究センター	平成19年 2 月 23 日	〃	〃	村 田 博
衛生看護学院	〃	〃	〃	〃
精神保健福祉センター	平成18年12月 1 日	〃	〃	〃
下関児童相談所	〃	〃	〃	〃
周南 〃	〃	〃	〃	〃
育成学校	〃	〃	20日	竹 田 義 廣
身体障害者福祉センター	〃	〃	〃	〃
松光園	〃	〃	22日	村 田 博
大阪事務所	〃	〃	10月23日	〃
計量検定所	〃	〃	12月 1 日	〃
若者就職支援センター	〃	〃	20日	竹 田 義 廣
岩国農林事務所	〃	〃	11月27日	村 田 博
田布施 〃	〃	〃	14日	竹 田 義 廣
周南 〃	〃	〃	28日	〃
下関 〃	〃	〃	10月18日	小 泉 利 治
萩 〃	〃	〃	16日	村 田 博
農業試験場	平成19年 2 月 23 日	〃	〃	〃
農業大学校	〃	〃	〃	〃
大島農地建設事務所	平成18年12月18日	〃	〃	〃
畜産試験場	平成19年 2 月 23 日	〃	〃	〃
林業指導センター	〃	〃	〃	〃
防府水産事務所	平成18年12月 1 日	〃	〃	〃
水産研究センター	平成19年 2 月 23 日	〃	〃	〃

第 1849 号		( 期 定 )		報 告 口		日 期		平 成 19 年 4 月 27 日	
岩国土木建築事務所	平成18年11月14日	小泉利治	廣博	佐波	"	"	"	"	"
柳井 "	"	竹田義	廣博	山口 "	"	"	"	"	"
山口 "	10月16日	村田	田	山口中央	"	平成19年2月23日	"	"	"
宇部 "	"	"	"	西京 "	"	平成18年12月21日	"	"	"
美祢土木事務所	"	小泉利治	廣博	宇部中央	"	"	"	"	"
下関土木建築事務所	"	村田利雄	治廣	宇部商業	"	平成19年2月23日	"	"	"
長門 "	"	小泉利治	廣博	宇部工業	"	平成18年12月1日	"	"	"
萩 "	"	竹田義	廣博	小野田	"	"	"	"	"
岩国港湾管理事務所	"	小泉泉義	治廣	小野田工業	"	"	"	"	"
周南 "	"	竹田義	廣博	厚狹 "	"	"	"	"	"
宇部 "	"	村田博	廣博	大嶺 "	"	"	"	"	"
錦川総合開発事務所	"	村田哲博	廣博	美祢工業	"	"	"	"	"
宇部小野田湾岸道路建設事務所	"	村田博	廣博	田部 "	"	"	"	"	"
菅野夕△管理事務所	"	村田哲博	廣博	西市 "	"	"	"	"	"
教育庁義務教育課岩国分室	"	村田哲博	廣博	豊浦 "	"	平成19年2月23日	"	"	"
"	平成19年2月23日	"	"	長府 "	"	平成18年12月21日	"	"	"
"	"	"	"	下関西 "	"	"	"	"	"
"	"	"	"	響 "	"	"	"	"	"
教育研修所	"	"	"	萩 "	"	"	"	"	"
岩国総合高等学校	"	"	"	萩商業	"	"	"	"	"
岩国商業 "	"	"	"	萩工業	"	"	"	"	"
坂上 "	"	"	"	奈古 "	"	"	"	"	"
広瀬 "	"	"	"	岩国養護学校	"	平成19年2月23日	"	"	"
柳井 "	"	"	"	田布施	"	"	"	"	"
柳井商業 "	"	"	"	周南 "	"	"	"	"	"
柳井工業 "	"	"	"	防府 "	"	平成18年12月21日	"	"	"
田布施農業 "	"	"	"	山口 "	"	平成19年2月23日	"	"	"
田布施工業 "	"	"	"	宇部 "	"	"	"	"	"
光 "	"	"	"	下関 "	"	"	"	"	"
新南陽 "	"	"	"	豊浦 "	"	平成18年12月21日	"	"	"
南陽工業 "	"	"	"	萩 "	"	平成19年2月23日	"	"	"
防府 "	"	"	"	大島警察署	"	"	"	"	"
防府西 "	"	"	"	岩国西 "	"	平成18年12月21日	"	"	"
防府商業 "	"	"	"	周南 "	"	"	"	"	"

竹 田 義 廣

防府	〃	10月26日	〃	〃	博
豊田	〃	12月21日	村	田	博
小串	〃	〃	〃	〃	〃
阿東	〃	〃	〃	〃	〃
江崎	〃	〃	〃	〃	〃
下関	〃	11月15日	村	田	哲雄
彦島	〃	平成19年2月23日	村	田	博

監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。

防府県税事務所

個人事業税の課税をしていないものがあつた。  
なお、現在は、課税済みである。

宇部県税事務所

収入証紙の売りさばき代金の調定において、会計年度を誤っているものがあつた。

男女共同参画相談センター

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号に該当する物品修繕の随意契約において、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「規則」という。）第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。

周南健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。

防府健康福祉センター

- 収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあつた。
- 収入証紙の売りさばき代金の調定において、会計年度を誤っているものがあつた。
- 母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。

宇部健康福祉センター

- 扶養手当の認定を誤っているものがあつた。

なお、誤払いとなった金額については、返納済みである。

- 母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金連約金の収入未済があつた。

長門健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。

下関児童相談所

児童保護費の収入未済があつた。

周南児童相談所

児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があつた。

身体障害者福祉センター

- 通勤手当の支給額を誤っているものがあつた。  
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。
- 身体障害者更生施設職員費及び身体障害者福祉センター運営費の調定において、会計年度を誤っているものがあつた。

柳井土木建築事務所

収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあつた。

萩土木建築事務所

道路の占用料の調定の時期が遅延しているものがあつた。

教育庁義務教育課柳井分室

通勤手当の支給額を誤っているものがあつた。  
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

岩国商業高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。

南陽工業高等学校

通勤手当、義務教育等教員特別手当及び産業教育手当の支給額を誤っているものがあつた。

なお、過渡しとなった金額については返納済み、不足額については追払い済みである。

宇部中央高等学校

通勤手当の認定を誤っているものがあった。

なお、誤払いとなった金額については、返納済みである。

美祿工業高等学校

営繕工事に係る支払において、支出科目を誤っているものがあった。

萩商業高等学校

通勤手当の支給額を誤っているものがあった。

なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

意 見

1 給与等の口座振込の実施について

給与の全額口座振込については、既に多くの監査箇所で開催されているが、なお一部の監査箇所では実施が遅れている状況にある。

については、給与はもとより賃金、報酬等についても、安全性の確保及び事務負担の軽減の観点から、口座振込の実施になお一層の努力をされたい。

2 収入証紙の売りさばき等について

収入証紙の売りさばき所については、同一の庁舎内に複数設置されているものがある一方で、売りさばきの実績が全くないものが見受けられる。

については、効率性及び安全性の観点から、これらの売りさばき所の統合又は廃止について検討されたい。

また、収入証紙により納入する歳入の1件当たりの金額が高額となるものについては、納入者の利便性及び安全かつ確実な公金管理の観点から、口座振替の方法による納付等に変更することについて検討されたい。

3 庁舎等の機械警備業務に係る長期継続契約について

平成17年3月に長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山口県条例第7号）が施行されたことにより、庁舎等の機械警備業務に係る委託契約について長期継続契約の締結が可能となっている。

しかしながら、関係機関における取組みの努力は認められるものの、平成18年度において、従来どおり単年度の随意契約の方法により契約を締結している監査箇所が多い状況である。

については、経済性及び効率性の観点から、長期継続契約の方法により契約を締結することに早期に取り組まれるよう努められたい。

4 随意契約の取扱いについて

機器、設備等の保守管理等に係る業務委託契約においては、同一の事業者との間で継続して随意契約の方法により契約を締結しているものが多数見受けられる。

については、安易に随意契約の方法によることなく、随意契約の理由、適用条項等を十分に精査し、可能な限り競争原理を働かせることにより、公平性及び透明性をより高めるよう努められたい。

5 職員公舎の適正な管理について

職員公舎については、老朽化して閉鎖中であるものや入居の実績がないものが散見される。

については、管理者間で職員公舎の利用を相互に融通すること等によりその有効活用を図るとともに、利用の見込みのないものについては処分するなどして、適正な管理に努められたい。

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成19年4月27日

山口県監査委員	村田哲雄
同	小泉利治
同	竹田義廣
同	村田博

監査の結果に関する報告

監査箇所	監査年月日	監査委員名
財団法人山口県私学退職金財団	平成19年2月6日	村田博
おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会	〃	〃
財団法人やまぐち森林担い手財団	〃	小泉利治
財団法人山口県体育協会	〃	〃
山口県国民健康保険団体連合会	〃	〃

氏名	1849	(監世)	振	振	振	振
社会福祉法人山口県社会福祉協議会	"	"	9日	村田哲雄		
山口県流通センター株式会社	"	"	"	"		
財団法人やまぐち農林振興公社	"	"	"	竹田義廣		
財団法人山口県健康福祉財団	"	"	"	"		
山口県漁業信用基金協会	"	"	13日	村田博		
見守つて！やまぐち農産物愛用推進委員会	"	"	"	"		
技能五輪・アピリンピック山口大会推進協議会	"	"	15日	"		
財団法人やまぐち女性財団	"	"	"	"		
社団法人山口県栽培漁業公社	"	"	20日	竹田義廣		
山口県道路公社	"	"	"	"		
山口県土地開発公社	"	"	"	"		
第21回国民文化祭山口県実行委員	"	"	3月13日	村田博		

財団法人山口県私学退職金財団

1 県補助金について  
 本財団は、県内に高等学校、中学校、小学校又は幼稚園を設置している学校法人その他の者に対し、当該私立学校に勤務する教職員の退職金資金を給付し、併せて私立学校における教職員の福祉を増進するために必要な事業を行い、私立学校教育の振興に寄与することを目的に設立され、県は、平成17年度において、私学退職金財団補助金223,615,800円を支出している。

2 監査の結果  
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

おいてませ山口観光キャンペーン推進協議会

1 県負担金について  
 本協議会は、本県への観光客誘致及び受入態勢の整備等による魅力あふれる観光地づくりに県民が一丸となって取り組む観光キャンペーンの推進組織として、観光交流による県勢の活性化及び地域産業の振興に寄与することを目的として設立され、県は、平成17年度において、戦略的観光PR推進事業負担金20,000,000円を支出している。

2 監査の結果

山口県 平成19年4月27日

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人やまぐち森林担い手財団

1 県出資金、県補助金及び県貸付金について  
 本財団は、林業労働に従事している者の就労条件を改善し、林業労働力の安定的確保を図るとともに、若い担い手の養成及び確保を促進することにより、森林の適正な管理を推進し、林業の安定的な発展に資することを目的として設立され、県は、基本財産1,320,000,000円のうち1,217,785,000円を出資している。

また、県は、平成17年度において、担い手確保育成対策事業補助金4,982,000円及び林業就業促進資金貸付金3,240,000円を支出している。

2 監査の結果  
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人山口県体育協会

1 県補助金について  
 本協会は、県民の体力の向上とマラソンスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的として設立され、県は、平成17年度において、トッポラスリート育成事業補助金415,963,000円、国民体育大会山口県選手団派遣経費補助金24,719,000円及び国民体育大会中国フットボール大会山口県選手団派遣経費補助金10,652,000円を支出している。

2 監査の結果  
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口県国民健康保険団体連合会

1 県貸付金及び県補助金について  
 本連合会は、国民健康保険法に基づき、会員である保険者が共同してその目的を達成するため必要な事業を行うことを目的として設立され、県は、平成17年度において、短期貸付金として診療報酬支払資金貸付金200,000,000円を貸し付けているほか、国保運営健全化対策費補助金2,025,000円、国保診療報酬審査支払助成費補助金29,444,000円及び介護保険苦情処理業務支援事業費補助金20,315,000円を支出している。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 社会福祉法人山口県社会福祉協議会

##### 1 県補助金について

本協議会は、県内における社会福祉を目的とする事業の能率的運営と組織的活動を促進することを目的として設立され、県は、平成17年度において、運営費補助金69,467,000円、セミナーネット支援対策等事業費補助金102,877,000円、ネットワークショップやまぐち支援事業補助金4,000,000円、福祉の輪づくり運動セミナーネット強化事業補助金3,250,000円、生活福祉資金貸付償還金利子補給補助金1,149,550円及びユニバーサルデザイン出前講座補助金1,000,000円を支出している。

##### 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 山口県流通センター株式会社

##### 1 県出資金について

本会社は、山口県流通センターの機能及び役割を円滑に発揮するため、管理運営業務の効率的運営を図り、もって流通機構の健全な発展に資することを目的として設立され、県は、資本金300,000,000円のうち90,000,000円を出資している。

##### 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 財団法人やまぐち農林振興公社

##### 1 県出資金、県貸付金、県補助金、県交付金及び県委託料について

本公社は、県内において、農業経営基盤の強化促進並びに農林業の担い手の確保育成及び農山村への定住の促進並びに森林の整備及び緑化の推進等の事業を行うことにより、農林業の持続的かつ健全な発展並びに農地及び森林の有する多面的機能の発揮を図り、もって農山村の振興及び県民福祉の向上に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産319,979,500円のうち135,000,000円を出資している。

また、県は、平成17年度において、長期貸付金としてやまぐち農林振興公社事業資金700,780,000円を貸し付けているほか、農林地保有合理化促進事業費補助金65,578,000円、農業後継者育成対策関係事業に係る補助金8,078,000円、造林事業等補助金345,738,960円、森林整備活性化資金利子助成補助金35,376,430円、分収林整

備高度化事業補助金950,000円及び強い農業づくり交付金7,700,000円を支出するとともに、二十一世紀の森施設維持管理事業委託料22,196,000円を支出している。

##### 2 監査の結果

財政的援助及び委託に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

なお、分収造林事業については、木材価格の低迷等林業情勢が大きく変化中、厳しい経営状況が続いており、本公社においても分収割合の変更、県からの無利子貸付、高金利の既存借入金の借換え等により経営の効率化に向けて努力しているところであるが、将来の伐採時における木材販売の収入だけでは、県及び農林漁業金融公庫からの多額の借入金を償還することが困難となり、県民の負担となることが危惧される。

こうしたことから、長期収支見込みの見直しを随時行い、経営の効率化になお一層取り組みとともに、経営の状況について、県民に分かりやすいよう、積極的な情報の開示に努める必要がある。

#### 財団法人山口県健康福祉財団

##### 1 県出資金、県補助金及び県委託料について

本財団は、健康づくり及び社会福祉の業務に従事する者の養成・確保並びに福祉を増進するために必要な事業を行い、あわせて県民の介護に関する関心と理解を深めるとともに県民の健康の保持・増進を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産1,523,840,000円のうち1,520,000,000円を出資している。

また、県は、平成17年度において、臨時保育ルーム設置促進事業補助金32,000円を支出するとともに、山口県健康づくりセンター管理運営業務委託料194,115,982円を支出している。

##### 2 監査の結果

財政的援助及び委託に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 山口県漁業信用基金協会

##### 1 県出資金及び県補助金について

本協会は、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等について、その債務を保証し、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として設立され、県は、出資金1,134,650,000円のうち531,500,000円を出

社団法人山口県栽培漁業公社

資している。  
また、県は、平成17年度において、山口県漁業信用基金協会特別準備金積立補助金3,000,000円を支出している。

見つけて！やまぐち農産物愛用推進委員会

1 県補助金について  
本委員会は、生産者、流通・加工関係者及び消費者が協働した「地産・地消」の推進並びに県内外への売込みによる流通販売の活性化を通じた県産農産物の需要拡大を図ることを目的として設立され、県は、平成17年度において、やまぐちの農産物等需要拡大対策事業補助金32,000,000円を支出している。

2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

技能五輪・アピリンピック山口大会推進協議会

1 県負担金について  
本協議会は、第43回技能五輪全国大会及び第28回全国障害者技能競技大会を開催するために必要な事業を行うことを目的として設立され、県は、平成15年度から平成17年度までの間において、負担金422,698,513円を支出している。

2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人やまぐち女性財団

1 県出資金について  
本財団は、女性の主体的・実践的な活動を支援することにより、女性の地位向上と社会参加の促進を図り、もって男女がともに協力し、ゆとりと豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現をめざすことを目的として設立され、県は、基本財産994,910,605円のうち994,000,000円を出資している。

2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

1 県出資金、県補助金及び県委託料について  
本公社は、栽培漁業の推進及びこれに関連する必要な事業を行い、県における漁業の振興を図ることを目的として設立され、県は、基本財産1,000,860,000円のうち293,035,720円を出資している。  
また、県は、平成17年度において、栽培資源増大実証事業補助金5,046,000円及び資源回復計画推進総合対策事業補助金2,700,000円を支出するとともに、栽培漁業センター管理及び種苗生産業務に係る委託料367,149,317円を支出している。

山口県道路公社

1 県出資金、県貸付金、県補助金及び県負担金について  
本公社は、県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産6,064,000,000円的全額を出資している。

また、県は、平成17年度において、短期貸付金として経営健全化対策資金1,670,625,000円を貸し付けているほか、彦島有料道路対策事業補助金2,566,464,000円及び彦島有料道路通行料金軽減化推進事業負担金24,159,646円を支出している。

2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口県土地開発公社

1 県出資金及び県交付金について  
本公社は、県の行政施策の遂行上必要な公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と調和のとれた開発行政の推進に寄与し、もって県民福祉の増進に資することを目的として設立され、県は、基本財産30,000,000円的全額を出資している。

また、県は、平成17年度において、工業団地造成事業土地開発公社交付金133,123,094円を支出している。

2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

なお、本公社は、公有地取得事業及び土地造成事業において、長期にわたって売却が進まない多くの土地を保有しているが、これらの土地を保有し続けると、取得及び造成に要した経費を回収できないだけでなく、借入金の支払利息や管理経費が増すことになる。特に、阿知須干拓地については、土地の帳簿価額が時価評価額に達するほどになり、また、企業団地については、土地の帳簿価額を増大させないために県が多額の支払利息を負担しており、このまま土地の処分が進まなければ、県民の負担が更に増大することが危惧される。

こうしたことから、本公社は、平成18年3月策定の山口県土地開発公社改革実行計画に基づき土地の処分に取り組んでいるが、関係機関と連携協力して、公共用地としての有効利用や民間への売却による処分を一層積極的に推進していく必要がある。

#### 第21回国民文化祭山口県実行委員会

#### 1 県負担金について

本委員会は、第21回国民文化祭を開催することにより、広く国民の文化活動への参加意欲を喚起するとともに、新しい文化の創造を促し、もって地域文化の振興に寄与することを目的として設立され、県は、平成15年度から平成18年度までの間に、負担金1,622,551,000円を支出している。

#### 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。